

主な社会復帰促進等事業

制度の種類	目的	内容										
アフターケア	傷病が治ゆした後に保健上必要な措置を講じ、円滑な社会生活を営むことを援護する。	<p>(1)対象者(次の傷病で処置の必要な者 せき髄損傷、頭頸部外傷症候群等、尿路系障害、慢性肝炎、白内障等の眼疾患、振動障害、大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折、人工関節・人工骨頭置換、慢性化膿性骨髄炎、虚血性心疾患等、尿路系腫瘍、脳の器質性障害、外傷による末梢神経損傷、熱傷、サリン中毒、精神障害、循環器障害、呼吸機能障害、消化器障害、炭鉱災害による一酸化炭素中毒)</p> <p>(2)措置内容 毎月1回程度の診察、保健指導、保健のための処置、薬剤の支給、検査等 (各傷病によって異なります)</p>										
外科後処置	傷病の治ゆ後に、義肢装着のための断端部の再手術、醜状を軽減するための再手術を必要とする被災者に対し、所要の措置を行い、社会復帰の促進を図る。	<p>(1)対象者 障害(補償)給付を受けた者で、失った労働能力を回復し、又は醜状を軽減する見込みのある者</p> <p>(2)処置内容 原則として整形外科的診療、外科的診療及び理学療法とし、その内容は診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療、病院への収容、看護</p>										
義肢等の支給	身体に障害を有する者に義肢その他補装具を支給し、身体上の機能を補完させる。	<p>(1)対象者 各支給品目所定の障害等級又は傷病等級に該当する者</p> <p>(2)支給品目 義肢、筋電電動義手、上肢装具及び下肢装具、体幹装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、点字器、補聴器、人工喉頭、車いす、電動車いす、歩行車、収尿器、ストマ用装具、歩行補助つえ、かつら、浣腸器付排便剤、床ずれ防止用敷きふとん、介助用リフター、フローテーションパッド(車いす・電動車いす用)、ギャッチベッド、重度障害者用意意思伝達装置</p>										
労災就学援護費・ 労災就労保育援護費	被災労働者の遺族及び重度障害者の子弟に対し、その就学・就労保育について援護を図る。	<p>(1)支給要件 遺族(補償)年金受給権者、第1～第3級の障害(補償)年金受給者、傷病(補償)年金受給者(特に重篤と認められる者)で、本人又は子どもが学校教育法第1条の学校等に在学し、学費等の支弁が困難と認められる場合</p> <p>(2)支給(月額)</p> <table border="0"> <tr> <td>○要保育児・小学校</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>○中学校</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>○高等学校等</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>○通信制大学</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>○大学等</td> <td>39,000円</td> </tr> </table>	○要保育児・小学校	12,000円	○中学校	16,000円	○高等学校等	18,000円	○通信制大学	30,000円	○大学等	39,000円
○要保育児・小学校	12,000円											
○中学校	16,000円											
○高等学校等	18,000円											
○通信制大学	30,000円											
○大学等	39,000円											

注1) 表中の金額は平成23年4月1日現在のものです。